

「登録試験機関における許可試験の業務管理について」の一部改正について

改正後	現行（令和2年4月1日付け消食表第107号）
<p>(別紙)</p> <p>登録試験機関における許可試験の業務管理要領</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 試薬等の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可試験部門責任者又は事業所試験部門責任者は、試薬等管理標準作業書に従い、試薬等について管理を担当する試験員を定め、次の事項の確認を行うこと。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>7 有毒な又は有害な物質又は危険物の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可試験部門責任者又は事業所試験部門責任者は、試験品、試薬等許可試験に用いられる全てのものに係る廃棄物について安全かつ衛生的に管理すること。</p>	<p>(別紙)</p> <p>登録試験機関における許可試験の業務管理要領</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 試薬等の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可試験部門責任者又は事業所試験部門責任者は、試薬等管理標準作業書に従い、<u>試薬、試液、培地、標準品、標準液、標準微生物の株等（以下「試薬等」という。）</u>について管理を担当する試験員を定め、次の事項の確認を行うこと。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>7 有毒な又は有害な物質又は危険物の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可試験部門責任者又は事業所試験部門責任者は、試験品、試薬、<u>試液、培地</u>等許可試験に用いられる全てのものに係る廃棄物について安全かつ衛生的に管理すること。</p>

<p>8～10 (略)</p> <p>11 許可試験結果通知書</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 許可試験対象食品等の名称</p> <p>エ～シ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>12～15 (略)</p> <p>16 データの作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 作成の年月日を記載し、試験員等 <u>を明示する</u> こと。</p> <p>(2) データの内容を変更する場合にあっては、変更前の内容を不明瞭にしない方法で行うとともに、変更の理由及び年月日を記入し、変更者 <u>を明示する</u> こと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>17～19 (略)</p>	<p>8～10 (略)</p> <p>11 許可試験結果通知書</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 許可試験対象食品等の名称 <u>並びに数量及び重量</u></p> <p>エ～シ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>12～15 (略)</p> <p>16 データの作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 作成の年月日を記載し、試験員等 <u>の署名又は押印を行う</u> こと。</p> <p>(2) データの内容を変更する場合にあっては、変更前の内容を不明瞭にしない方法で行うとともに、変更の理由及び年月日を記入し、変更者 <u>の署名又は押印を行う</u> こと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>17～19 (略)</p>
---	--

20 その他

(1) 帳簿、記録等については、担当試験員、確認を行った許可事業所試験部門責任者及び必要に応じ許可試験部門責任者の確認欄を設け、記入、確認又は承認を行うごとにこれを行った者を明示すること。

(2)～(4) (略)

(別添) (略)

20 その他

(1) 帳簿、記録等については、担当試験員、確認を行った許可事業所試験部門責任者及び必要に応じ許可試験部門責任者の署名及び必要に応じ押印欄を設け、記入、確認又は承認を行うごとにこれを行った者が署名及び必要に応じ押印すること。

(2)～(4) (略)

(別添) (略)